

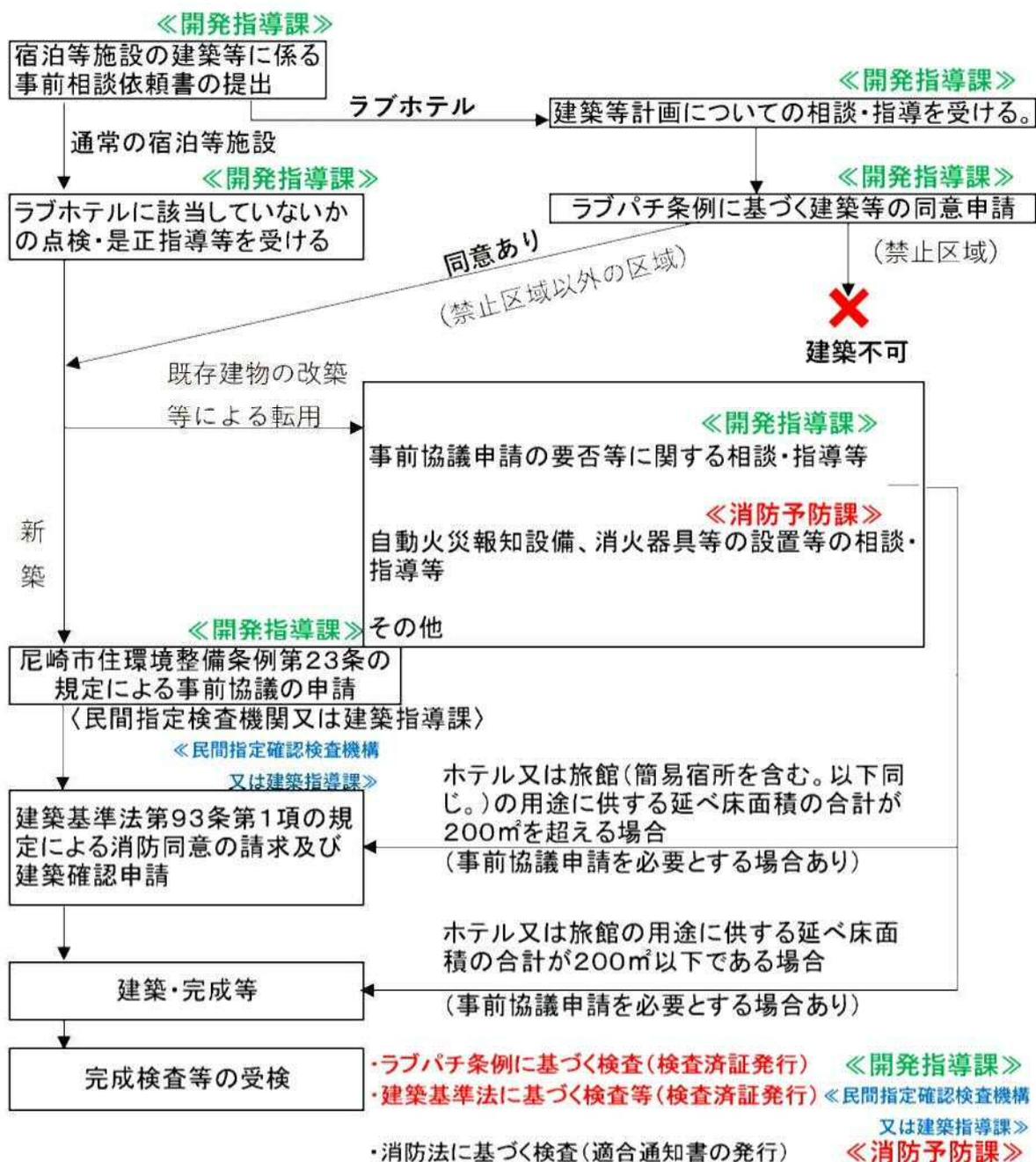
## 旅館業法に基づく旅館業の営業許可取得までの流れ

### ① 事前相談 <<生活衛生課>>

旅館業法に基づく旅館業の営業許可申請を行う前に、電話又は保健所生活衛生課の窓口において、口頭で次に掲げる事項の確認を受け、開発指導課、消防予防課等に相談・指導を受けるよう指導を受ける。

- (1) 旅館・ホテル営業、簡易宿所営業又は下宿営業の区分
- (2) 承継、用途変更その他既存建物の再利用(以下「承継等」という。)の場合は建築基準法に基づく検査済証の有無
- (3) 承継等の場合は、消防法令適合通知書の有無
- (4) 既存のマンションの全部又は一部を宿泊施設に転用する場合は、消防法令適合通知書の有無
- (5) マンションの管理規約における転用の可否

### ② 関係部局との相談・手続等



③ 許可申請 <<生活衛生課>>

許可申請に当たっては、申請書に次の書類を添付し、審査手数料を前納する。

○許可申請

(添付書類)

- (1) 法人にあつては、その登記事項証明書
- (2) 旅館業法施行規則第5条第1項各号に該当するときは、その詳細についての書類
- (3) 旅館業法第3条2項各号に該当するときは、その内容についての書類
- (4) 周囲300メートルの区域内の状況見取図
- (5) 営業施設の縮尺平面図、配置図、外観を明らかにする図面及び構造設備の仕様書
- (6) 外観の形状、色彩、広告物等の写真
- (7) 土地建物の登記事項証明書
- (8) 土地建物が他人の所有に属するときは、その使用承諾書等
- (9) **ラブパチ条例に基づく検査済証**
- (10) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証
- (11) 消防法令に適合している旨の通知書
- (12) 客室の構造設備の概要(様式有)
- (13) その他必要な書類

○申請に対する審査手数料(22,000円)

④ 立入検査の受検

施設が、旅館業法、尼崎市旅館業に関する条例等に規定する構造設備基準に適合していることを確認するため、保健所職員による立入検査が行われる。

当該構造設備基準を満たすまでは、許可を受けることはできない。

⑤ 許可証の受理

⑥ 営業開始

## 民泊事業の特徴等について

いわゆる民泊事業は、宿泊等施設を運営する事業でありながら、旅館業法（昭和23年法律第138号）でなく、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「民泊法」という。）という特別法の規定に基づき実施するものである。

尼崎市は、民泊法第18条の規定に基づき尼崎市住宅宿泊事業に関する条例（平成30年尼崎市条例第19号。以下「民泊条例」という。）を制定し、民泊事業の実施制限等について定めている。

### 1 民泊法における民泊事業の特徴（主なもの）

- (1) 旅館業法の規定の適用が除外されること。
- (2) 既存の住宅（1戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舍）を活用すること。よって、建物の用途をそのまま（住宅のまま）で民泊事業を行うことができる。
- (3) 民泊事業の運営可能期間は、1年間で合計180日以下であること。
- (4) 都道府県及び保健所設置市は、条例で、民泊事業の区域や期間を制限することができること。
- (5) 旅館業法上の宿泊施設（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業）は許可制であるが、民泊事業は届出制であること。

### 2 民泊条例で定める制限等の内容（民泊条例第3条）

#### (1) 実施区域の制限

次の区域では、4月1日午後0時から翌年の4月1日午後0時までの期間、民泊事業を実施してはならない。ただし、イの区域内では、期間を定めて民泊事業を実施することについて、その全ての施設の長の同意が得られれば、実施することができる。

※ イに掲げる区域は、旅館業法上の不許可処分可能エリアと同一である。

ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

イ 次の施設の敷地境界線からの水平距離100メートル以内の各区域（アの区域内おけるものを除く。）

- (ア) 学校教育法に基づく学校（大学を除く。）
- (イ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園
- (ウ) 児童福祉法に基づく児童福祉施設
- (エ) 図書館法に基づく図書館
- (オ) 博物館法に基づく博物館その他これに相当する指定施設
- (カ) 社会教育法に基づく公民館
- (キ) スポーツ施設のうち、運動の用に供する部分の面積が1,500平方メートル以上の陸上競技場、球技場、運動広場及び体育館

(7) 青少年の教育その他その健全な育成を目的として青少年の利用に供される指定施設

## (2) 説明書類の交付義務

ア 民泊事業の対象となる住宅が、一戸建ての住宅である場合はその周辺10メートル以内に住所を有する者に対し、共同住宅等である場合はその入居者に対し民泊事業の説明書類を交付しなければならない。

イ 説明書類に対し意見が出た場合は、それについて見解を示して住民の理解が得られるよう努力しなければならない。

### <参考>民泊法（抜粋）

(定義)

第2条 この法律において「住宅」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する家屋をいう。

(1) 当該家屋内に台所、浴室、便所、洗面設備その他の当該家屋を生活の本拠として使用するために必要なものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める設備が設けられていること。

(2) 現に人の生活の本拠として使用されている家屋、従前の入居者の賃貸借の期間の満了後新たな入居者の募集が行われている家屋その他の家屋であって、人の居住の用に供されていると認められるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるものに該当すること。

2 略

3 この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が1年間で180日を超えないものをいう。

4～10 略

(届出)

第3条 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）であって、その長が第68条第1項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあつては、当該保健所設置市等の長。第7項並びに同条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第3条第1項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができる。

(条例による住宅宿泊事業の実施の制限)

第18条 都道府県（第68条第1項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあつては、当該保健所設置市等）は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。

# 尼崎市住宅宿泊事業に関する条例

平成30年3月13日

条例第19号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき住宅宿泊事業の実施の制限について定めるとともに、住宅宿泊事業の実施について必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業の適正な運営及び良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第3条 次に掲げる区域内においては、4月1日午後0時から翌年の4月1日午後0時までの期間住宅宿泊事業を実施してはならない。ただし、第2号に掲げる区域（以下「2号区域」という。）内においては、期間を定めて住宅宿泊事業を実施することについて同号に規定する施設で当該区域に係るものの全ての長の同意を得たときは、当該期間内に限り、住宅宿泊事業を実施することができる。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

(2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第3項第1号及び第2号に掲げる施設並びに尼崎市旅館業に関する条例（平成20年尼崎市条例第43号）第9条各号に掲げる施設の敷地境界線からの水平距離100メートル以内のそれぞれの区域（前号に掲げる区域（以下「1号区域」という。）内におけるものを除く。）

2 法第3条第1項に規定する届出（以下「事業開始届出」という。）があった際に前項の規定に違反していない住宅宿泊事業（その届出住宅が1号区域及び2号区域以外の区域内に存しているものに限る。）については、当該事業開始届出後、当該届出住宅が1号区域内又は2号区域のうちのいずれかの区域内に存することとなったときは、同項の規定は、適用しない。

3 事業開始届出があった際に第1項の規定に違反していない住宅宿泊事業（その届出住宅が2号区域のうちのいずれかの区域内に存しているものに限る。）については、当該事業開始届出後、当該届出住宅が1号区域内又は新たに設置された同項第2号に規定する施設に係る2号区域内に存することとなったときは、同項ただし書中「第2号に掲げる区域（以下「2号区域」という。）内においては、期間を定めて住宅宿泊事業を実施することについて同号に規定する施設で当該区域に係るものの全ての長の同意を得たときは、当該期間内に限り、」とあるのは、「第3項の規定による読替え前のこの項ただし書の規定により実施している住宅宿泊事業の期間（当該期間に変更があったときは、その変更後の期間）内に限り、当該」として、同項の規定を適用する。

(実施同意を得た事業予定者がすべき届出等)

第4条 住宅宿泊事業を実施しようとする者(以下「事業予定者」という。)で前条第1項ただし書の同意(以下「実施同意」という。)を得たものは、事業開始届出をしようとするときは、法第3条第2項の規定により提出する届出書(以下「事業開始届出書」という。)に当該実施同意に係る書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 住宅宿泊事業者及び事業予定者(以下「住宅宿泊事業者等」という。)で実施同意を得たものは、事業開始届出後、当該実施同意に係る住宅宿泊事業の期間に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(住宅宿泊事業の説明書類の交付等)

第5条 事業予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民(その住宅宿泊事業に係る住宅(以下「対象住宅」という。))が一戸建ての住宅(市長が別に定めるものを含む。以下同じ。)である場合にあっては当該一戸建ての住宅の敷地内及び当該一戸建ての住宅の敷地境界線からの水平距離10メートル以内に住所を有する者を、対象住宅が共同住宅(市長が別に定めるものを含む。以下同じ。)における住戸である場合にあっては当該共同住宅内に住所を有する者をいう。以下同じ。)に対し、当該住宅宿泊事業について規則で定める事項(以下「説明事項」という。)を記載した書類(以下「説明書類」という。)を交付しなければならない。

2 住宅宿泊事業者等は、次のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、近隣住民に対し、当該号に定める事項その他規則で定める事項を記載した書類(以下「変更説明書類」という。)を交付しなければならない。

(1) 住宅宿泊事業の期間その他規則で定める事項を変更しようとするとき その変更しようとする事項

(2) 住宅宿泊事業者又は事業予定者の商号、名称又は氏名その他規則で定める事項を変更したとき その変更した事項

3 事業予定者は、第1項の規定により説明書類を交付した場合又は前項の規定により変更説明書類を交付した場合において、事業開始届出をしようとするときは、事業開始届出書に当該説明書類(同項の規定により変更説明書類を交付した場合にあっては、当該変更説明書類を含む。)その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 住宅宿泊事業者等は、事業開始届出後第2項各号のいずれかに該当したことにより同項の規定により変更説明書類を交付したときは、規則で定めるところにより、当該変更説明書類その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

5 住宅宿泊事業者等は、その住宅宿泊事業について近隣住民から質問又は意見があったときは、適切かつ迅速に、当該質問に回答し、又は当該意見に対する見解を示し、当該住宅宿泊事業に対する当該近隣住民の理解が得られるよう努めなければならない。

(報告の徴収等)

第6条 市長は、住宅宿泊事業の適正な運営又は良好な生活環境の確保を図るために必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者又は事業予定者に対し、その住宅宿泊事業に関して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第4条、第5条第3項及び第4項並びに付則第3項の規定 平成30年3月15日

(2) 第3条及び付則第4項の規定 平成30年6月15日

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成30年6月14日までの間については、第5条第2項中「住宅宿泊事業者等」とあり、同項第2号中「住宅宿泊事業者又は事業予定者」とあり、同条第5項中「住宅宿泊事業者等」とあり、及び第6条中「住宅宿泊事業者又は事業予定者」とあるのは、「事業予定者」として、これらの規定を適用する。

3 平成30年3月15日から同年6月14日までの間については、第4条第1項中「事業開始届出を」とあるのは「法附則第2条第1項前段の規定による届出(以下「施行前事業開始届出」という。)を」と、「法」とあるのは「同項前段の規定により法」と、「規定」とあるのは「規定の例」と、「事業開始届出書」とあるのは「施行前事業開始届出書」と、同条第2項中「住宅宿泊事業者及び事業予定者(以下「住宅宿泊事業者等」という。)」とあるのは「事業予定者」と、「事業開始届出」とあるのは「施行前事業開始届出」と、第5条第3項中「事業開始届出を」とあるのは「施行前事業開始届出を」と、「事業開始届出書」とあるのは「施行前事業開始届出書」と、同条第4項中「住宅宿泊事業者等は、事業開始届出後」とあるのは「事業予定者は、施行前事業開始届出後」として、これらの規定を適用する。

4 法附則第2条第1項前段の規定による届出があった場合は、第3条第2項中「第3条第1項に規定する届出(以下「事業開始届出」という。)があった」とあるのは「の施行の」と、「当該事業開始届出後」とあるのは「平成30年6月15日以後」と、同条第3項中「事業開始届出があった」とあるのは「法の施行の」と、「当該事業開始届出後」とあるのは「平成30年6月15日以後」として、これらの規定を適用する。

(委任)

5 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

# 尼崎市住宅宿泊事業に関する条例施行規則

平成30年3月14日

規則第6号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市住宅宿泊事業に関する条例（平成30年尼崎市条例第19号。以下「条例」という。）第4条、第5条第1項から第4項まで及び第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条第1項の規則で定める書類)

第2条 条例第4条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施同意に係る対象住宅に係る建築物及び当該建築物の敷地境界線からの水平距離100メートル以内に存する施設で条例第3条第1項第2号に規定するものの位置が示された図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実施同意に係る住宅宿泊事業の期間の変更の届出)

第3条 条例第4条第2項の規定による届出は、実施同意に係る住宅宿泊事業の期間に変更があった日から7日以内に住宅宿泊事業期間変更届出書により行わなければならない。

(説明書類の交付)

第4条 条例第5条第1項の規定による説明書類の交付は、事業開始届出を行おうとする日の7日前までに行わなければならない。

2 条例第5条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業予定者の商号又は名称及び主たる事務所の所在地（個人にあっては、氏名及び住所）並びにその連絡先
- (2) 事業予定者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法人にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所の所在地）
- (3) その対象住宅の所在地（当該対象住宅が条例第5条第1項に規定する共同住宅における住戸である場合にあっては、当該住戸の居室番号その他当該住戸を特定するための記号等を含む。）
- (4) その対象住宅の各居室の宿泊定員
- (5) その住宅宿泊事業の期間
- (6) その住宅宿泊事業の実施を開始しようとする日
- (7) 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による住宅宿泊管理業務（法第2条第5項に規定する住宅宿泊管理業務をいう。）の委託（以下「管理業務委託」という。）をする場合にあっては、その相手方である住宅宿泊管理者（同条第7項に規定する住宅宿泊管理者をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び主たる事務所の所在地（個人にあっては、氏名及び住所）並びにその連絡先

- (8) その他市長が必要と認める事項

(変更説明書類の交付)

第5条 条例第5条第2項の規定による変更説明書類の交付は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める日までに行わなければならない。

(1) 条例第5条第2項第1号に該当するとき 当該号に規定する事項を変更しようとする日の7日前の日

(2) 条例第5条第2項第2号に該当するとき 当該号に規定する事項を変更した日の7日後の日

2 条例第5条第2項各号列記以外の部分の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 住宅宿泊事業者又は事業予定者の商号又は名称及び主たる事務所の所在地(個人にあつては、氏名及び住所)並びにその連絡先

(2) 前条第2項第3号及び第7号に掲げる事項

(3) その他市長が必要と認める事項

3 条例第5条第2項第1号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 住宅宿泊事業者又は事業予定者(管理業務委託をする場合にあつては、その相手方である住宅宿泊管理業者を含む。)の連絡先

(2) 事業予定者にあつては、前条第2項第6号に掲げる事項

(3) その他市長が必要と認める事項

4 条例第5条第2項第2号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 住宅宿泊事業者又は事業予定者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)

(2) 住宅宿泊事業者又は事業予定者が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名又は住所(法人にあつては、その商号若しくは名称又は主たる事務所の所在地)

(3) 管理業務委託をする場合にあつては、その相手方である住宅宿泊管理業者の商号若しくは名称又は主たる事務所の所在地(個人にあつては、氏名又は住所)

(4) その他市長が必要と認める事項

(条例第5条第3項の規則で定める書類)

第6条 条例第5条第3項の規則で定める書類は、住宅宿泊事業について近隣住民から質問又は意見があった場合における当該質問及びこれに対する回答の内容又は当該意見及びこれに対する見解の内容を記載した書類とする。

(変更説明書類の交付に係る書類の提出)

第7条 条例第5条第4項の規定による書類の提出は、同条第2項の規定による変更説明書類の交付を行った日から30日以内に行わなければならない。

2 条例第5条第4項の規則で定める書類は、前条に規定する書類(前項の変更説明書類に係るものに限る。)とする。

(施行の細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第6条及び第7条の規定は、平成30年3月15日から施行する。

旅館業法・住宅宿泊事業法・特区民泊 比較表

法律	旅館業法		住宅宿泊事業法		国家戦略特別区域法	
所管	厚生労働省（尼崎市：生活衛生課）		観光庁（尼崎市：生活衛生課）		内閣府（尼崎市：政策課）	
概要	<p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊業の利用者需要の高度化と多様化に対応したサービスの提供を促進</li> <li>・<b>公衆衛生の向上</b>に寄与</li> </ul> <p>&lt;法改正(H30.6.15～)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「旅館・ホテル営業」へと種別を統合し、<b>規制緩和を実施</b>（規制の緩やかな旅館営業の構造設備基準へ統一）</li> <li>→ <b>最低客室数の撤廃（ワンルームマンションや1軒屋の1室で営業可）</b></li> <li>→ <b>フロント設置義務の撤廃（無人営業可）</b>等</li> <li>・違法民泊の広がりを受け、無許可営業者等に対する取締り強化（無許可施設への立入権限の付与、罰則の引き上げ（罰金100万円、6月以下の懲役））</li> </ul>		<p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>国内外観光客の来訪及び滞在促進</b></li> <li>・業務の適正な運営を確保（公衆衛生の確保や地域住民等のトラブル防止等）</li> <li>・事業者（届出：都道府県知事）、管理業（登録：国土交通大臣）、仲介業（登録：観光庁長官）のそれぞれに規定あり</li> <li>・住宅を活用した違法民泊の匿名性排除</li> </ul>		<p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業の国際競争力の強化</li> <li>・<b>国際的な経済活動の拠点の形成促進</b></li> </ul> <p>&lt;特区民泊とは&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家戦略特別区域における<b>外国人観光客滞在施設経営事業</b>のこと</li> </ul> <p>&lt;特区指定区域&gt;（10区域：政令で規定）</p> <p>関西圏、東京圏、仙北市、仙台市、新潟市、愛知県、養父市、広島県・今治市、福岡市・北九州市、沖縄県</p> <p>&lt;実施の流れ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針及び区域方針に則して、区域会議において「<b>国家戦略特別区域計画</b>」を作成する→<b>内閣総理大臣の認定を受ける</b>（内閣総理大臣は、諮問会議に意見を求めることができる。）→<b>条例制定</b>（宿泊日数を規定）</li> </ul>	
区分	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業	家主居住型	家主不在型	認定施設	
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を設け、<b>宿泊料</b>を受けて、人を宿泊させる営業</li> <li>・「<b>宿泊</b>」とは寝具を使用して施設を利用すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>宿泊する場所を多数（2人以上）で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業</b></li> <li>・「<b>宿泊</b>」とは寝具を使用して施設を利用すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>住宅の設備要件と居住要件を満たす</b></li> <li>・住宅に人を宿泊させる間不在とならない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>住宅の設備要件と居住要件を満たす</b></li> <li>・住宅に人を宿泊させる間不在となる場合（<b>管理業者への委託必須</b>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人旅行者の滞在に適した施設を賃借契約に基づき、一定期間以上使用させる</li> <li>・施設の使用方法に関する<b>外国語を用いた案内</b>や外国人旅行者の滞中に必要な役務を提供する</li> </ul>	
営業実施のための手続	許可（保健所長）	許可（保健所長）	届出（市長）	届出（市長）	特定認定（市長）	
年間宿泊日数	365日	365日	180日まで	180日まで	365日（2泊3日以上）	
周辺施設による制限	規定なし	規定なし	周囲100メートル以内に学校教育施設等がある場合（施設の長の同意が必要）（※1）	周囲100メートル以内に学校教育施設等がある場合（施設の長の同意が必要）（※1）	規定なし	
周辺住民への事前説明	不要	不要	要（※1）	要（※1）	要	
面積（事業実施の難易度）	客室の延床面積	7㎡以上 （ベッドを置く場合9㎡以上）	33㎡以上 （10人未満 3.3㎡/人以上）	3.3㎡以上/人	3.3㎡以上/人	25㎡以上
	寝室（トイレ、浴室等を含まない）の床面積	3㎡/人以上 （ベッドを置く場合4㎡/人）（※1）	2.25㎡/人以上 （※1）	規定なし	規定なし	規定なし

他法令関係	尼崎市遊技場及びラブホテルの建築等の規制に関する条例	以下の構造設備を有することが必要。 ・フロント（対面して受付を行う玄関帳場又はカウンター式のフロント） ・ロビー及び応接室又は談話室 ・会議、催物、宴会等の用に供するための部屋 ・食堂、レストラン又は喫茶室 ※それぞれ宿泊者定員数に応じた広さが必要  玄関帳場又はカウンター式のフロントにおいて、従業員と客が直接面会するよう規定されている。	適用外	適用外
	建築基準法	建物用途の制限：ホテル、旅館 用途地域の制限：住居専用地域、工業地域、工業専用地域では建築不可	建物用途の制限：共同住宅又は寄宿舎 用途地域の制限：住居専用地域では営業不可（※尼崎市住宅宿泊事業に関する条例による規定。）	建物用途の制限：共同住宅又は寄宿舎 用途地域の制限：なし
	消防法	規定あり （防火対象物：旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの）	規定あり （防火対象物：旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの。但し、事業者が不在とならず、宿泊室が50㎡以下であれば、防火対象物ではなく住宅）	規定あり （防火対象物：旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの）

事業者から見た事業のやりやすさ	××	×	○	△	◎
-----------------	----	---	---	---	---

生食発0131第2号  
平成30年1月31日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

### 旅館業における衛生等管理要領の改正について

旅館業における衛生管理等については、かねてから営業者に対する適切な指導方をお願いしているところである。

今般、旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）が公布され、同法の施行に伴い、旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第21号）及び旅館業法施行規則及び環境衛生監視員証を定める省令の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第9号）が公布されたことを踏まえ、旅館業における衛生等管理要領（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月5日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知別添3））の一部を別紙のとおり改正し、平成30年6月15日から施行することとしたので、これらの内容について十分御了知の上、貴管内営業者に対する周知徹底、指導等について、遺漏なきよう適切な対応を願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

## II 施設設備

### 第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準

#### (施設の周囲)

- 1 施設の周囲は、排水及び清掃が容易にできる構造であること。
- 2 施設の外壁、屋根、広告物、外観等は、立地場所における周囲の善良の風俗を害することがないよう意匠が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境の調和する構造設備であること。
- 3 施設は、排水が極めて悪い場所、不潔な場所等衛生上不適当な場所に設けないこと。  
ただし、衛生上支障がないよう適当な措置が講じられているものは、この限りでないこと。
- 4 施設は、ねずみの侵入を防止するため外部に開放する排水口、吸排気口等に金網を設けるなど必要に応じて適当な防除設備を有すること。
- 5 施設の外部に開放される窓等には、金網等を設けるなど衛生害虫の侵入及び防止を図るための有効な防除設備を有すること。
- 6 施設は、適当な防湿及び排水の設備を有すること。

#### (削除)

## II 施設設備

### 第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準

#### (施設の周囲)

- 1 施設の周囲は、排水及び清掃が容易にできる構造であること。
- 2 施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないよう意匠が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境の調和する構造設備であること。
- 3 施設は、排水が極めて悪い場所、不潔な場所等衛生上不適当な場所に設けないこと。  
ただし、衛生上支障がないよう適当な措置が講じられているものは、この限りでないこと。
- 4 施設は、ねずみの侵入を防止するため外部に開放する排水口、吸排気口等に金網を設けるなど必要に応じて適当な防除設備を有すること。
- 5 施設の外部に開放される窓等には、金網等を設けるなど衛生害虫の侵入及び防止を図るための有効な防除設備を有すること。
- 6 施設は、適当な防湿及び排水の設備を有すること。

7 玄関帳場又はフロント、ロビー、客室、調理室配膳室、食堂、宴会場又はホールその他の飲食する場所、浴室、脱衣場、洗濯室、便所、洗面所、土産品専用売場、娯楽室、事務室、更衣室その他特定の用途を有する施設は、隔壁等によりそれぞれ区分すること。

7 高齢者や子ども、障害者等の宿泊者のため、施設のバリアフリー対応がなされることが望ましいこと。

(玄関帳場又はフロント)

8 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の(1)から(4)までの要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。ただし、(5)の要件を満たす場合は、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができること。

(1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。

(2) 玄関帳場又はフロントは、事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。

(3) 旅館・ホテル営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること。

(4) モーター等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備(例えば管理棟)を設けることができること。

(新設)

(玄関帳場又はフロント)

8 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適し、次の要件を満たす構造設備の玄関帳場又はフロントを有すること。

(1) 玄関帳場又はフロントは、玄関から容易に見えよう宿泊者が通過する場所に位置し、囲い等により宿泊者の出入りを容易に見ることができない構造設備でないこと。

(2) 玄関帳場又はフロントは、事務をとるのに適した広さを有し、相対する宿泊者と従事者が直接面接できる構造であること。

(3) 旅館営業においては、玄関帳場に類する設備として従業者が常時待機し、来客の都度、玄関に出て客に対応する構造の部屋を玄関に付設することができること。

(4) モーター等特定の用途を有する施設においては、玄関帳場又はフロントとして、施設への入口、又は宿泊しようとする者が当該施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して、その者との面接に適する規模と構造を有する設備(例えば管理棟)を設けることができること。

(5) 次の全ての要件を満たし、宿泊者の安全や利便性の確保ができてい  
ること。

1) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。

2) 営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。

3) 鍵の受渡しを適切に行うこと。

(新設)

(ロビー)

9 ロビーを設ける場合は、ロビーは、宿泊者の需要を満たすことができるよう収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有し、くず箱、灰皿等の喫煙設備を備え、又は専用の喫煙場所を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。この場合、喫煙場所は、床面を難燃性を有する材料で築造するなど適切な不燃措置を講じ、かつ、汚染空気を直接施設外に排出できる局所排気装置を備え付けている構造設備であること。

(ロビー)

9 ロビーを設ける場合は、ロビーは、宿泊者の需要を満たすことができるよう収容定員及び利用の実態を勘案し、適当な広さを有し、くず箱、灰皿等の喫煙設備を備え、又は専用の喫煙場所を設け、かつ、清掃が容易に行える構造であること。この場合、喫煙場所は、床面を難燃性を有する材料で築造するなど適切な不燃措置を講じ、かつ、汚染空気を直接施設外に排出できる局所排気装置を備え付けている構造設備であること。

<p>第2 簡易宿所営業の施設設備の基準</p> <p>1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。</p> <p>(1) 客室の延床面積は、33㎡（旅館業法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。</p> <p>(2) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。</p> <p>(3) 階層式寝台の上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。</p> <p>(4) 階層式寝台（上段）の外側のふちには、宿泊者が寝台から落ちないよう手すりを設ける等適切に措置することが望ましいこと。</p> <p>(5) いわゆるカプセル型の寝台は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>1) 良好な空気環境を保つことができる構造であること。</p> <p>2) 適当な照明設備を有すること。</p> <p>3) 就寝に支障が生じないよう適当な広さを有すること。</p> <p>4) その他の前記階層式寝台の(3)及び(4)の基準を満たす構造であること。</p>	<p>第2 簡易宿所営業の施設設備の基準</p> <p>1 客室は、次の要件を満たす構造設備であること。</p> <p>(1) 客室の延床面積は、33㎡（旅館業法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。</p> <p>(2) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有していること。</p> <p>(3) 階層式寝台の上段と下段の間隔は、おおむね1m以上であること。</p> <p>(4) 階層式寝台（上段）の外側のふちには、宿泊者が寝台から落ちないよう手すりを設ける等適切に措置することが望ましいこと。</p> <p>(5) いわゆるカプセル型の寝台は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>1) 良好な空気環境を保つことができる構造であること。</p> <p>2) 適当な照明設備を有すること。</p> <p>3) 就寝に支障が生じないよう適当な広さを有すること。</p> <p>4) その他の前記階層式寝台の(3)及び(4)の基準を満たす構造であること。</p>
<p>(6) その他「第1 <u>ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準</u>」の11(客室)の(1)及び(2)に準じて設けること。</p> <p>2 適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けることが望ましいこと。</p>	<p>(6) その他「第1 <u>旅館・ホテル営業の施設設備の基準</u>」の11(客室)の(2)及び(3)に準じて設けること。</p> <p>2 適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましいこと。</p>

ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。

(1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

(2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとることが望ましいこと。

3 廊下及び階層式寝台を置く客室の通路は、適当な幅を有すること。

4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の12(浴室)の(1)から(5)までに準じて設けることが望ましいこと。

5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の15(洗面所)に準じて設けることが望ましいこと。

6 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準」の16(便所)に準じて設けることが望ましいこと。

ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、これらの設備を設けることは要しないこと。

(1) 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

(2) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとることが望ましいこと。

3 廊下及び階層式寝台を置く客室の通路は、適当な幅を有すること。

4 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の12(浴室)の(1)から(6)までに準じて設けることが望ましいこと。

5 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の19(洗面所)に準じて設けることが望ましいこと。

6 適当な数及び構造設備の便所を有すること。この場合、「第1 ホテル営業及び旅館営業の施設設備の基準」の16(便所)に準じて設けることが望ましいこと。

## 建築基準法による主な規制について

※「一般住宅」については床面積200㎡以下を想定して記載しています。  
 ※規制のすべてを網羅したのではなく、主なものを抜粋したのになります。

	一般住宅	共同住宅	宿泊施設	備考
構造耐力		住宅の居室、住宅以外の建築物における寝室：1800N/㎡等 事務室：2900N/㎡等		荷重条件が著しく変わる場合は要注意
防火上必要な構造制限(耐火建築物等)	—	3階部分を当該用途に供する場合、耐火建築物とする。(3階建てで床面積200㎡未満かつ警報設備を設けたものは除く)		現状耐火建築物でないものを改修で耐火建築物とするのはほぼ不可能
廊下幅	—	(共用の廊下に限る) 住戸の床面積>100㎡の階 両側居室：1.6m以上 片側居室：1.2m以上 住戸の床面積≤100㎡の階 両側居室：1.2m以上 片側居室：0.9m以上	居室の床面積>200㎡の階※ 両側居室：1.6m以上 片側居室：1.2m以上 宿泊室の床面積>100㎡の階 1.2m以上	※3室以下の専用のものは除く
階段の各部分の寸法 (各階の居室の床面積≤200㎡の場合)	幅：75cm以上 蹴上：23cm以下 踏面：15cm以上	(共用の階段に限る) 200㎡≧直上階の居室の床面積>100㎡ 幅：1.2m(屋外階段は0.9m)以上 蹴上：220mm以下 踏面：210mm以上 直上階の居室の床面積≤100㎡ 幅：0.9m以上 蹴上：220mm以下 踏面：210mm以上	直上階の宿泊室の床面積>100㎡ 幅：1.2m(屋外階段は0.9m)以上 蹴上：22cm以下 踏面：21cm以上 直上階の宿泊室の床面積≤100㎡ 幅：75cm以上 蹴上：22cm以下 踏面：21cm以上	
2以上の直通階段	—	居室の床面積>100㎡の階	宿泊室の床面積>100㎡の階	主要構造部が不燃又は準耐火構造の場合100㎡→200㎡の緩和あり 令和2年4月1日施行の改正令により、 堅穴部分を区画したものは適用除外となる
敷地内通路	3階建て以上のものは屋外への出口から道等に通ずる幅員1.5m(階数が3で床面積200㎡未満のものは0.9m)以上の敷地内通路が必要	すべて屋外への出口から道等に通ずる幅員1.5m(階数が3以下で床面積200㎡未満のものは0.9m)以上の敷地内通路が必要		令和2年4月1日施行の改正令により、 階数3以下のものについては0.9m以上に緩和
非常用照明	—	共用部分の居室及び避難経路	居室及び避難経路	告示による緩和規定あり
堅穴区画	—	3階以上に居室がある場合、堅穴部分とその他の部分とを区画		準耐火建築物等でなく、3階200㎡未満のものは緩和規定あり
114条区画	—	防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、かつ小屋裏または天井裏まで設置		告示による緩和規定あり
用途地域	工業専用地域では不可		2中高以上、工業・工専では不可	
容積率	車庫、昇降機の昇降路等の部分のみ延べ面積に不算入	他の用途に加え、共用部分の廊下・階段等の部分も延べ面積不算入	車庫、昇降機の昇降路等の部分のみ延べ面積に不算入	
福祉のまちづくり条例	—	床面積≧2000㎡又は21戸以上で共用部に段差禁止等の規定の適用あり	100㎡以上のものに段差禁止等の規定の適用あり	用途変更の場合、用途を変更する部分にのみ適用

## 消防法による主な規制について

※ 規制の全てを網羅したものではなく、主なものを抜粋したものになります。

建物の用途 消防の規制	一般住宅	共同住宅	宿泊施設	複合用途施設 (共同住宅と宿泊施設の複合)
消火器	—	延べ面積 150 m <sup>2</sup> 以上	同左	同左 (各用途ごとに判断)
自動火災報知設備	—	延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以上	全て	延べ面積 300 m <sup>2</sup> 未満 ⇒ 宿泊施設部分のみ 延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以上 ⇒ 宿泊施設面積が全体の 10%以下 の場合は、宿泊施設のみ
住宅用火災警報器	寝室等に 設置	自動火災報知設備が あれば不要	—	自動火災報知設備があれば不要
誘導灯	—	地階、無窓階、 11 階以上の階	全て	全て
スプリンクラー設備	—	11 階以上の階	11 階以上の建物の全体 延べ面積 6000 m <sup>2</sup> 以上	11 階以上の建物の全体 宿泊施設面積が 3000 m <sup>2</sup> 以上の建物で 宿泊施設が存する階
防火管理者の選任	—	収容人員が 50 人以上	収容人員が 30 人以上	同左

## ICTを活用した画像による面接について

### (1) 現行案

積極的要件（改正後のラブパチ条例別表第2）には、従業員と面接しないまま入室が可能な宿泊等施設が挙げられており（同表第4号）、この従業員と客との「面接」には、直接の面会のほか、ICT（情報通信機器）を活用した画像による面接（以下「ICT活用面接」という。）も含むとしていた。すなわち、ICT活用面接が可能な状態であれば、「ラブホテル」の要件に当たらないということである。

### (2) ICT設置の場合の条件

このICTを設置する場合には、条件として、①音声に限らず、従業員及び客が相互に画像（客の画像にあつては、全身のもの）を明確に視認することができること、②音声を明確に聞き取ることができること、③チェックインの面接後に客室の開錠が可能となっていること、④チェックアウトの面接時に宿泊料の支払が可能となっていること等の基準が必要となる。

### (3) そもそも、なぜ「面接」というものが必要か。

従業員と客との面接については、「対面して受付を行う玄関帳場又はカウンター式のフロント」（ラブパチ条例別表第1第2号）の技術的基準の1つに、「従業員と客が直接面会できること」（ラブパチ規則第10条第2号ウ）という基準がある。

通常の宿泊等施設となるために「面接」を必要としている理由は、面接しないままの入室が現代のラブホテルの主な特徴の一つであるからである。

風営法においても、ラブホテル（店舗型性風俗特殊営業に係る宿泊等施設）の該当要件の一つとして、「客がその従業員と面接しないで機械その他の設備を操作することによってその利用する個室の鍵の交付を受けることができる施設その他の客が従業員と面接をしないでその利用する個室に入ることができる施設」（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第3条第1項第2号ホ）が挙げられており、「面接」の有無が重点となっている。

### (3) 「面接」にICT活用面接を含めることの是非の検討

旅館業法に基づく制度改正により、旅館・ホテル、簡易宿所等において、ICT活用面接が可能な状態になっており、諸条件を満たせば、玄関帳場又はカウンターの無人化が認められている。その場合に「駆けつけ要件」が付いてくる。

旅館業法及び同法に基づく条例の規制は、あくまで公衆衛生上の観点からであり、「ラブホテル」規制の概念を有していない。そのため、今回のラブパチ条例の改正に当たり、「面接」にICT活用面接を含めた場合に宿泊等施設の「ラブホテル」化につながるおそれが高いかどうかを検討する必要がある。また、それ以外にどのような影響が及ぶかについても検討しておく必要がある。

### (4) 「ラブホテル」化につながるおそれの有無

従業員と「直面」することは、宿泊等施設を性的営みの目的で利用する客の足を遠の

かせることになるため、事業者も、客足が遠のくことが分かって「直面」式のラブホテルを開設することはないため、宿泊等施設のラブホテル化を抑止する効果があると考えられてきた。しかし、「直面」でなくICT活用面接の対応となると、そのような客の足が少しは上向くと思われ、ラブホテル化の抑止力が多少弱まることは否定できない。

ICT活用面接を採用すれば、基本的に宿泊等施設内には従業員が居ないため、客等による騒音等の何らかのトラブルがあった場合、即対応ができないことがある。特に住居系地域では、無人化した宿泊等施設に対して周辺住民が不安感を抱いたり、実際に騒音等のトラブルにより周辺住民に迷惑が及んだ場合に即対応ができないことが考えられる。

#### **(6) 風営法上の取扱い**

上記(3)の後半で述べたように、風営法では、「面接」がなければラブホテル（店舗型性風俗特殊営業に係る宿泊等施設）に該当することになるが、風営法上この「面接」にICT活用面接が含まれるか否かについて、所管する兵庫県警察本部は、現時点では含めていないという見解であった。すなわち、ICT活用面接を行う場合は、風営法上の「面接」に当たらないため、ラブホテルとみなされるということになる。

#### **(7) 結論**

以上を踏まえると、「面接」にICT活用面接を含めると「ラブホテル」化につながるおそれが多少あるかもしれないが、「面接」義務が消滅したものではなく、本件の改正の趣旨（簡易宿所を開設しやすくするための改正）に鑑みれば、「面接」にICT活用面接を含めないという判断の決め手にはならない。

しかし、上記(6)の兵庫県警の「面接」に対する運用状況を踏まえると、「面接」にICT活用面接を含めた場合、風営法上はラブホテルに該当するのに、ラブパチ条例では「ラブホテル」に当たらないというねじれ現象が生じてしまう。また、上記(5)の問題も看過することはできない。

そうすると、現時点では、「面接」にICT（情報通信機器）の活用による面会を含めないという判断の方が妥当と思われる。

以 上

# 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

（目的）

第1条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

（用語の意義）

第2条

1～5 略

6 この法律において「店舗型性風俗特殊営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

(1)～(3) 略

(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業

(5)・(6) 略

（営業等の届出）

第27条 店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は、店舗型性風俗特殊営業の種別（第2条第6項各号に規定する店舗型性風俗特殊営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 店舗型性風俗特殊営業の種別

(4) 営業所の構造及び設備の概要

(5) 営業所における業務の実施を統括管理する者の氏名及び住所

2 前項の届出書を提出した者は、当該店舗型性風俗特殊営業を廃止したとき、又は同項各号（第3号を除く。）に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。）に変更があつたときは、公安委員会に、廃止又は変更に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

3 前2項の届出書には、営業の方法を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

4 公安委員会は、第1項又は第2項の届出書（同項の届出書にあつては、店舗型性風俗特殊営業を廃止した場合におけるものを除く。）の提出があつたときは、その旨を記載した書面を当該届出書を提出した者に交付しなければならない。ただし、当該届出書に係る営業所が第28条第1項の規定又は同条第2項の規定に基づく条例の規定により店舗型性風俗特殊営業を営んではならないこととされる区域又は地域にあるときは、この限りでない。

5 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、前項の規定により交付された書面を営業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

# 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号）

## 第 1 条・第 2 条 略

（法第 2 条第 6 項第 4 号の政令で定める施設等）

第 3 条 法第 2 条第 6 項第 4 号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) レンタルルームその他個室を設け、当該個室を専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設
- (2) ホテル等その他客の宿泊（休憩を含む。以下この条において同じ。）の用に供する施設であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）
  - イ 食堂（調理室を含む。以下このイにおいて同じ。）又はロビーの床面積が、次の表の上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める数値に達しない施設

収容人員の区分	床面積	
	食堂	ロビー
30 人以下	30 平方メートル	30 平方メートル
31 人以上 50 人以下	40 平方メートル	40 平方メートル
51 人以上	50 平方メートル	50 平方メートル

ロ 当該施設の外周に、又は外部から見通すことができる当該施設の内部に、休憩の料金の表示その他の当該施設を休憩のために利用することができる旨の表示がある施設

ハ 当該施設の出入口又はこれに近接する場所に、目隠しその他当該施設に出入りする者を外部から見えにくくするための設備が設けられている施設

ニ フロント、玄関帳場その他これらに類する設備（以下この条において「フロント等」という。）にカーテンその他の見通しを遮ることができる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める状態にある施設

ホ 客が従業者と面接しないで機械その他の設備を操作することによつてその利用する個室の鍵の交付を受けることができる施設その他の客が従業者と面接しないでその利用する個室に入ることができる施設

2 法第 2 条第 6 項第 4 号の政令で定める構造は、前項第二号に掲げる施設（客との面接に適するフロント等において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊の料金の受渡し及び客室の鍵の授受を行う施設を除く。）につき、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 客の使用する自動車の車庫（天井（天井のない場合にあつては、屋根）及び二以上の側壁（ついで、カーテンその他これらに類するものを含む。）を有するものに限るものとし、2 以上の自動車を収容することができる車庫にあつては、その客の自動車の駐車のために供する区画された車庫の部分を用いる。以下この項において同じ。）が通常その客の宿泊に供される個室に接続する構造
- (2) 客の使用する自動車の車庫が通常その客の宿泊に供される個室に近接して設けられ、当該個室が当該車庫に面する外壁面又は当該外壁面に隣接する外壁面に出入口を有する構造
- (3) 客が宿泊をする個室がその客の使用する自動車の車庫と当該個室との通路に主として用いられる廊下、階段その他の施設に通ずる出入口を有する構造（前号に該当するものを除く。）

3 法第 2 条第 6 項第 4 号の政令で定める設備は、次の各号に掲げる施設の区分ごとにそれぞれ

当該各号に定めるものとする。

(1) 第1項第1号に掲げる施設 次のいずれかに該当する設備

イ 動力により振動し又は回転するベッド、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡（以下このイにおいて「特定用途鏡」という。）で面積が1平方メートル以上のもの又は2以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が1平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備

ロ 次条に規定する物品を提供する自動販売機その他の設備

ハ 長椅子その他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの

(2) 第1項第2号に掲げる施設 同号イからハまでのいずれかに該当する施設にあつては次のイに、同号ニ又はホに該当する施設にあつては次のロに該当する設備

イ 前号イ又はロに掲げる設備

ロ 宿泊の料金の受払いをするための機械その他の設備であつて、客が従業者と面接しないで当該料金を支払うことができるもの